

令和6年度第3回富山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事概要

1 日時 令和7年3月25日（火）10時～12時

2 場所 富山県民会館 302号室

3 出席委員 委員名簿のとおり

4 議事内容

富山県社会的養育推進計画（最終案）について事務局から説明。委員からの主な発言は次のとおり

- ・計画自体はよくまとまっている。
- ・最終案8ページ「親子関係形成支援事業」について、教育委員会にて実施している「親を学び伝える学習プログラム」を使っただいてはどうか。親子の関わりで悩む親御さんも多くいるため、予防の意味でも、推奨していただければと思う。
- ・妊婦健診や乳幼児健診の受診率は、100%ではないと聞く。きちんと受診しているかどうか自治体でしっかり調査していただきたい。
- ・望まない妊娠を防ぐため、中高生への性教育の徹底やデートDVの教育を普及してほしい。
- ・社会的養育となる手前の予防的な対策が必要である。予防的な対策として、オレンジリボン、パープルリボンのキャンペーンを、自治体をあげて行ってもらいたい。
- ・発達障害、特に強度行動障害のあるこどもの親が疲弊するケースが多くあるが、富山県内には強度行動障害のあるこどもが入所、入院できる施設はなく、必要があれば他県の施設に入所することとなる。こどもから親への暴力に対し、親がこどもに暴力をふるってしまうケースもあり、予防的な支援という意味でも、施設の確保について検討してもらいたい。
- ・県で開設予定の児童心理治療施設ではどうか。
→（事務局）児童心理治療施設は、令和8年度末の開設に向けて準備を進めているところ。強度行動障害児を特に対象とした施設ではないが、発達障害等を背景として、学校生活、日常生活に支障をきたしているこどもの生活の立て直しや心理的なケアを行うことができるような施設にしたいと考えている。ご意見にあった親子への支援の一端を担うことはできるのではないかと考えている。
- ・ルンビニ園が分園型小規模型グループケアを始めるということだが、これは施設外の地域につくるということか。また、希望があれば設けるという施設型ファミリーホームというものは、施設の中にあるものか。外にあるものか。

- （事務局）ルンビニ園の分園型小規模型グループケアについては、施設外に開設するもの。法人が提供する住居を使って、ファミリーホームを運営するという形態があるという他県の事例については把握しているが、その場合も施設外に設けるということだと考える。
- ・これまで県内3つの児童養護施設にはなかったもの。地域の中で生活できることは大切であり、必要だと思い提案させていただいたところ。
 - ・31 ページの追記部分「児童養護施設等を設置する法人からファミリーホーム等の開設希望があった場合は適切な支援を検討します」との部分について、ファミリーホームを推進すべきものであるならば、「支援を行って、設置を推進します」との書きぶりにすべきだと考える。何か言われたら検討するでは状況は変わらないのではないかな。
 - （事務局）ご指摘の意見を踏まえて、計画の書きぶりについて再度検討したい。
 - ・「施設型のファミリーホーム」という位置づけに整理が必要ではないかと思われる。ファミリーホームは、里親と同じで、養育者がその家庭で育てるという形であり、里親とほぼ等しいものと捉えている。「施設型のファミリーホーム」という概念について、違和感を持つ。施設職員が交代で、地域の小規模な施設で養育する形ならば、「グループホーム」でよいのではないかなと思う。そのため、施設がファミリーホームを開設するというのには、違和感がある。施設職員が、専門里親の要件を満たし専門里親となり、施設を出てファミリーホームを運営するケースは多くあると聞いている。それを施設由来のファミリーホームとして推奨するのであれば、よいと考える。
 - ・社会的養護下にある子どもたちを支えるには、専門性や人間性を備えた、人を充実させることが大切だと考えている。
 - ・パブリックコメントでも、児童相談所職員の体制の大変さを問題視する声があったが、社会的養育を支える人材も大切である。パブリックコメントでは、研修を受講するだけでは不十分という指摘もあったが、多職種の経験者を児童相談所や社会的養育を担うスタッフとして活用していくこと等を考えるなども必要だと考える。そのためには、福祉職を目指す学生たちが、しっかりと学び、その道を目指すことが大切。福祉人材の養成を充実させていく視点や、学生への積極的な取り組みが推進されていけばよい。
 - ・妊産婦への支援は非常に重要だと考える。早期からの支援をすることで、虐待、ヤングケアラー等の予防にもつながる。
 - ・民間機関をもっと活用してもらいたいと感じる。民間の支援者は、当事者の一番近くで親身になって話を聞く存在であるため、民間機関の力を活用し、連携して支援していくことができればと感じている。
 - ・こどもの権利ノートについては、入所したときにもらったが、小さいときから入所していたため、あまり見る機会がなかった。児童相談所の職員や意見表明等支援員から話をしてくれたほうがよいと思う。
 - ・意見表明等支援事業について、自分の気持ちは、信頼関係がないと話すことは難しい

のではないかと思います。支援員も子どもと信頼関係を築けるようにしてもらいたいと思う。

- ・社会的養護経験者の実態調査については、助けてほしいことを言い出せない人もいると思うため、あればよいと思うが、必要ない人にとっては煩わしく感じることもあると思う。
- ・社会的養護経験者の交流の場については、あれば助かる人もいると思う。
- ・意見表明等支援事業について、今の実施状況等について教えていただきたい。
→（事務局）児童福祉法の改正を受け、今年度から開始した事業である。富山県では、県社会福祉士会に業務委託をし、実施してきたところ。意見表明等支援員が、各施設を訪問し、子どもと関係性を深め、生活の悩みや要望を聞いている。ご意見のとおりに信頼関係の構築については大事だと考えている。来年度も本事業は実施してまいりたいと考えており、ご意見も踏まえて運用してまいりたい。
- ・社会的養護経験者の場については、子どもたちの意見を受け取りながら、今後の工夫が必要。仲間内の場ができることは心強いことと思う。
- ・子どもの権利ノートについて、手紙を出しやすくする工夫や、県のホームページにも権利ノートを掲載すべきではないか考える。年齢がある程度大きくなれば、ホームページ等で確認でき、判断をすることもできるのではないかと思います。
- ・強度行動障害がある子どもの施設入所について話があがったが、施設入所するにしても、児童と大人の境目にある人については課題である。今後、境目にある人に対しての支援について、努力してもらいたい。
- ・施設を出てから、仕事をする際に、様々な困難もあると思う。子ども総合サポートプラザをつくるというお話もあったが、人間性を大切に進めていただければと思う。
- ・ひきこもりや不登校が日本全国 100 万人、県内にも多くいると聞いている。他の分野になるかもしれないが、力を入れていただければと思う。
- ・最終案 2 ページ（５）他の計画との関係についてだが、他の委員からの話も聞いていると、DV、家庭教育、児童相談所など様々な話が出てきている。とやま子ども・若者みらいプランと整合するものと記載があるが、そのほか県内の男女共同参画計画、ひとり親家庭等自立促進計画、DV対策基本計画、児童相談所機能強化計画など様々な計画に関わってくるのではないかと考えている。それらとの関係性があれば、県の施策として分かりやすいのではないかと思います。最終案で追加された SDGs も必要だが、いきなり言われても大きすぎてわかりづらい。
- ・社会的養護経験者の当事者の希望や評価、居場所の設置について示され、良かった。
- ・県としてのこれから 5 年間の指標が数字としてきちんと出ており見やすい。住民に近い市町村がどのような指標を立てているのかがわかればと思う。様々な施策で市町村とも連携を取っていただければと思う。

→（事務局）県の他の計画との関係性については、整理の上、追記させていただく。
市町村の計画との関連性については、10 ページにあるとおり各市町村子ども・子育て支援事業計画の目標値を満たすことを指標としている等、可能な範囲で記載している。

- ・幼稚園、保育所は、地域のこどもたちを見守るのが役割。ネグレクト等の家庭状況が分かるため、市町村等と連携をしながら対応しているところだが、園では、その連携をサポートする職員が足りない。ケースワークができる専門的な職員がいれば、より丁寧な関わりが可能。園を窓口と考えていただき、職員配置ができれば、地域で頼れる人がもっと増えるのではないかなと思う。
- ・里親・ファミリーホームの推進がなかなか進んでいないことについて、計画に親族里親や専門里親の活用、里親登録証の発行など取り入れていただいたところ。もう少し里親の地位の向上を考えていくとよい。里親制度については、養子縁組と混同されて捉えられるケースが多い。実親が里親委託に拒否感を抱き、里親委託できないことが多いと聞く。民生委員等にも里親制度がきちんと周知されれば、委託してもよいと思える実親も増えていくのではないかなと思う。
- ・時々、民生委員でも里親制度に関する研修を受けるが、他の研修も多くある状況にある。理解を進めていきたいと思う。
- ・児童相談所の体制について、現役警察官が児童相談所に配置されているが、弁護士が入る予定はないのか。
→（事務局）児童相談所での弁護士については、現在も月1回定期的に相談できる体制としている。来年度については、法的対応の体制を強化し、弁護士への相談体制をより充実していきたいと考えている。
- ・意見表明等支援事業について、高齢者関係でいえば、県内の委員会で有志を募り、地域包括支援センターに相談担当弁護士を割り当てている。担当弁護士がいることで、顔が分かる安心感が生まれている。できる限り同じ人が、施設に訪問される形にし、定期訪問の日を待たずとも、可能なら電話などもできるような仕組みづくりのほうがよいと考える。
- ・こどもの権利ノートについて、乳児院では0～3歳児を対象としているため、ノートで伝えることは難しいが、日頃の応答的な関わりの中で、大切にされている存在であるということを示すことが大切だと思っている。
- ・乳児院のこどもが里親家庭に行き、施設ではできない色々な経験をさせてもらっている実態があり、やはり里親委託が大切だと感じる。
- ・里親さん、里子さんが色々悩みを持った際に、支えてあげられるのは誰なのかを考えたときに、児童相談所や里親支援機関も支援するが、地域の方が里親制度を正しく理解し、地域で支援してもらえよう考えていけたらと思う。
- ・発達障害のこどもへの支援では、健診の質の向上が大切。そのためには5歳児健診が

最も大切だと考える。医師や保健師の質の向上を図る必要がある。

- ・児童クラブでできることとしては、児童養護施設と一緒に野外活動等でこどもの健全な育成のために関わりを持ち、様々なことを学んでもらうことかと思っている。施設等でのイベントについては、児童クラブに声をかけていただければ、訪問等が可能。
- ・産婦人科としては、家庭の問題等が起こらないよう、できるだけ小児科と連携してフォローアップしているところ。出産から保育園活動等を行うこと等の取り組みも始まっているため、親からこどもへの暴力も軽減できないかと考えている。
- ・母子会でも、発達障害、パニック障害等をもつこどもの親が増えている。なかなか事情を話せず、相談できない親も多い状況。母子会では、5組ほどの家庭で話せる場を設けたところ。
- ・児童養護施設から自立したあとの生活について困っていることは、一人暮らしで、就職してから研修などの理由で、長期間家を空けなければならないときに頼れる人がいないため、重要な書類の管理などができず、結果的に施設の職員等をお願いすることがあった。公共サービスの手続きの仕方なども分からないことが多く、面倒さから後回しになることがある。長期の留守のときに家の管理を任せられるサポート、車の購入費補助、生活費の試算や、運転免許取得、公共サービス手続きの補助などがあればよい。
- ・権利ノートについては、「あったかも」くらいの認識である。今、施設のほうで権利ノートについてこどもたちへの話がされているのは、よいことだと思う。権利について考えが甘い人もいるので、「権利」について知らせる機会がないよりはあったほうがよいと思う。
- ・意見表明等支援事業の実施について、何度か交流を重ねる中で話ができることもあるかもしれない。施設の中でそういった思いを聞いてくれる人が1人でもいてくれればよいと思う。「なんでも話を聞いてあげるよ」と言われ、それが何度も無理だったという返答になると、期待するだけ無駄だったと思うことにならないか不安。また、こども本人が望んでいることであっても、こども自身の利益が守られないような要望等については、こどもの意見としても受け入れることには疑問を感じる。
- ・社会的養護経験者等への実態調査について、アンケートでの回答となると、面倒さや日々の忙しさからやらないこともあると思う。施設にいたときの担当の職員などが聞き取りをしてくれるほうが思いを伝えやすいと思う。
- ・社会的養護経験者等が気軽に情報交換等を行うことができる交流の場を設けることについては、自分は自分のいた施設の職員に相談できているので、必要ない。ただ、そういった場所ができることについては「すごいな」と思う。ご飯（弁当）が出たりするのであれば、行く機会があるかもしれない。
- ・本計画の基本は、こどもの権利を守り、こどもが幸せに過ごせるように努力をしているというもの。家庭的な環境に恵まれないこどもにとっては、できるだけよい環境

を提供すること。そのためには、生まれる前から、市町村、県、地域の力を使って、みんなで実現していこうという方向性の計画であった。

- 今回はこどもの意見を取り入れたことが画期的だったのではないかと思う。昭和 26 年児童憲章の精神がようやく具体的に計画づくりにも反映されたのだと感じている。計画は作って終わりではなく、ある意味契約書、公約であるため、その実現に向けてそれぞれの分野で協力をして、計画に向き合っていきたい。